

苫小牧市公共交通協議会要綱

(目的)

- 第1条 苫小牧市公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項の協議を行う。
- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
 - (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号、以下「法」という）で規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）及び地域公共交通再編実施事業（以下「再編実施事業」という）に関する調査・研究、協議、計画策定、見直しの検討等の事項
 - (3) 地方版回数入りナンバープレートの寄付金を活用した助成事業に関する事業及び交付申請者の特定等の事項

(事務所)

- 第2条 協議会は、事務所を北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号苫小牧市役所内に置く。

(事業及び協議事項)

- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
 - (2) 計画の作成及び変更に関すること
 - (3) 計画に定められた施策の実施に関すること
 - (4) 再編実施事業の実施に関すること
 - (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
 - (6) 公共交通全般の利用促進、広報、調査・研究など、市内公共交通の利便性向上、利用の増進に関すること
 - (7) 地方版回数入りナンバープレートの寄付金活用に関すること
 - (8) その他協議会が必要と認めること

(構成員)

- 第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、25名以内の委員をもって組織する。
- (1) 苫小牧市長又はその指名する者
 - (2) 道路運送法第3条に規定する一般旅客自動車運送事業を営む者もしくはその事業者で構成する団体、及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条に規定する鉄道事業を営む者及び軌道法(大正10年法律第76号)第3条に規定する運輸事業を営む者
 - (3) 道路法第18条第1項に規定する道路管理者
 - (4) その他計画に定めようとする事業の実施が見込まれる者
 - (5) 公安委員会
 - (6) 住民意見を代表するもの及び地域公共交通利用者の意見を代表する者

- (7) 公共交通に関する学識を有する者
 - (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (9) その他協議会が必要と認める者
- 2 協議会に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監査員 1名
- 3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(役員)

- 第5条 会長、副会長及び監査員は、前条第2項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。
- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
 - 4 監査員は、協議会の会計監査を行い、監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(委員の任期)

- 第6条 委員の任期は、次のとおりとする。
- (1) 委員の任期は任命の日から2年以内とし、その再任は妨げない。
 - (2) 委員の職にある者が、何らかの事由により委員の職を続けることが困難となった場合は、委員を変更することができる。ただし、その場合にあっては、新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(会議)

- 第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、市長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
 - 4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開で行うものとする。
 - 6 協議会は、必要があると認めるとき、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会委員は、協議会の委員の中から会長が選任する。
- 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償金及び費用弁償)

第13条 委員等は、会議に出席したときは報償金及び費用の弁償を受けることができる。

- 2 報償金及び費用弁償の額等は、苫小牧市職員等の旅費支給条例（昭和26年2月20日条例第4号）及び苫小牧市私的諮問機関の委員等に対する謝礼金の支払に関する要綱の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(要綱の改正)

第15条 この要綱は、協議会の議決を経て改正することができる。ただし、軽微な内容の改正については、会長が決定することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年12月19日から施行する。
附則（平成25年6月5日第10条第2項及び別表1改正）
- 1 この要綱は、平成25年6月5日から施行する。
附則（平成26年6月18日別表1改正）
- 1 この要綱は、平成26年6月18日から施行する。
附則（平成27年6月10日別表1改正）
- 1 この要綱は、平成27年6月10日から施行する。
附則（平成28年1月20日別表1改正）
- 1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。
附則（平成28年6月13日別表1改正）
- 1 この要綱は、平成28年6月13日から施行する。
附則（平成29年6月28日別表1改正）
- 1 この要綱は、平成29年6月28日から施行する。
附則（平成30年1月19日別表1改正）
- 1 この要綱は、平成30年1月19日から施行する。
附則（平成30(2018)年12月19日法定協議会移行に伴う第1条、第3条、第4条、第6条、第7条、第9条改正、別表1削除）
- 1 この要綱は、平成30(2018)年12月19日から施行する。
附則（令和2(2020)年11月27日法改正に伴う第1条、第3条、第4条改正）
- 1 この要綱は、令和2(2020)年11月27日から施行する。
附則（令和3(2021)年6月25日第1条、第3条、改正）
- 1 この要綱は、令和3(2021)年6月25日から施行する。